

避難勧告等の判断・伝達
マニュアル
(土砂災害編)

令和元年9月30日
五城目町

目次

I はじめに	1
---------------	---

II 避難勧告等に係る本マニュアルの基本的な考え方

1 対象とする災害	1
2 対象とする区域・箇所	1
3 避難勧告等の発令の判断	2
4 避難勧告等の情報伝達	5
5 本マニュアルの改定	7

III 避難勧告等の発令手順

1 避難勧告等の発令対象地域等の設定	8
2 避難勧告等の判断のための情報の収集	8
3 避難勧告等の発令	11
4 避難勧告等の伝達	13

IV リアルタイムで入手できる防災情報等について

1 秋田県土砂災害危険箇所マップ	16
2 気象庁防災情報提供システム	18
3 気象庁ホームページ	23
4 秋田県河川砂防情報システム	24

V 平時における避難勧告等の発令対象区域の整理について

別図1 秋田県土砂災害危険箇所マップにおける地域区分図(五城目町)	26
別表1 秋田県土砂災害危険箇所マップにおける区域番号と該当町内会等一覧	27
別表2 避難勧告等の発令対象区域一覧(町内会単位)	28
別表3 避難勧告等の発令対象区域一覧(地区単位)	34

I はじめに

土砂災害は、長時間の大雨のみならず、短時間の局地的な集中豪雨によっても発生し、家屋等がある地域で発生した場合には甚大な被害をもたらす。平成 25 年 8 月の本県仙北市田沢湖田沢供養佛地区や、同年 10 月の東京都伊豆大島及び平成 26 年 8 月の広島県広島市において、大規模な土砂災害の発生により、多くの犠牲者が出ている。広島県では平成 30 年 7 月の西日本豪雨の際にも、5,000 箇所以上で土石流・土砂崩れが発生、甚大な被害となっている。

避難勧告等の発令は、市町村長が、住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために実施するものである。迅速な避難勧告等の発令のためには、どのような状況において、どのような対象区域の住民に対して実施すべきか等の、具体的かつ客観的な発令基準を定めておく必要がある。また、災害の発生頻度や防災担当者等の異動等の観点からも、発令に係る手続きをマニュアルとして定めておく必要がある。

平成 26 年 4 月、内閣府（防災担当）は「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)**」（以下、「**国ガイドライン**」という。）を改定し、**国ガイドライン**では、見直しの柱のひとつとして、「**避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本**」とした。その後平成 26 年 8 月に広島県で発生した大規模な土砂災害などを受け平成 27 年 8 月に一部改定、平成 28 年台風第 10 号の水害における避難に関する情報提供の課題等を踏まえ、平成 29 年 1 月にも一部改定するとともに、「避難行動・情報伝達編」と「発令基準・防災体制編」に分けたところ。平成 30 年 7 月の西日本豪雨後に、危険度の明確化のため【**警戒レベル**】が導入されたのを受け、平成 31 年 3 月にも一部が改定された。

本マニュアルは、**国ガイドライン**に沿って、秋田県が平成 26 年に設置した「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定に関するワーキンググループ**」における検討を踏まえ作成した、「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）**」（以下、「**県マニュアル**」という。）、を平成 30 年 3 月に改定したものに沿って、本町の現状を踏まえて作成したものである。この度は、**国ガイドライン**で【**警戒レベル**】が導入され、令和元年度から運用が開始されたことにともない必要な改定をする。

なお、今後は本マニュアルに沿って運用するとともに、必要に応じて改定を実施する。また、改定には、本町でも土砂災害防止法に基づく、「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」の現地調査・指定が順次進められており（本町では、令和元年度指定をもって 1 順目が終了する予定）、この調査・指定の区域にも注意する必要がある。

II 避難勧告等に係る本マニュアルの基本的な考え方

1 対象とする災害

本マニュアルの対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りとする。

土砂災害は、発生場所や発生時刻を予測することが難しく、命を脅かす危険があることから、町長は、あらかじめ運用マニュアルを定めた基準により避難勧告等を発令し、住民等はできるだけ早く「**立ち退き避難**」を行うこととする。

なお、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行なう。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される**土砂災害緊急情報**を踏まえ、町として避難勧告等を発令することとする。

2 対象とする区域・箇所

本マニュアルの対象とする区域・箇所は、**表 1**（※P2 参照）における「**対象とする区域等**」と

する。なお、本マニュアルでは、当該区域等を総称して「土砂災害危険箇所等」とする。

土砂災害危険箇所等は、国、県により指定が進められるため、町は最新の箇所数等について把握するものとする。

表1の対象とする区域等以外の、過去に土砂災害が発生した箇所についても、対象とする区域・箇所として扱うものとする（現在、本町では無し）。

また、本マニュアルの避難勧告等の発令の判断基準に至らない状況で土砂災害が発生した箇所については、今後も同様の事態が発生するおそれがあることから、特に留意する。

表1 対象とする区域等の内訳及び箇所数 ※令和元年8月31日現在

対象とする区域等		箇所数	問い合わせ先
土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）		136	秋田県河川砂防課 018-860-2517
土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）		120	
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	74	
	地すべり危険箇所	2	
	急傾斜地崩壊危険箇所	54	

※土砂災害警戒区域：土砂災害防止法による指定区域。基本的には、土砂災害危険箇所において詳しい現地調査を実施し指定した区域のこと。よって、本町で既に土砂災害警戒区域の指定がなされた土砂災害危険箇所については、本区域に移行したものとする。

※土砂災害危険箇所：平成15年3月28日に公表になった国土交通省（当時の建設省）の調査要領・点検要領に基づき県が実施した調査で判明した箇所である。法律的な根拠はない。土砂災害警戒区域の指定がされた場合は、本区域に移行したものとする。

※個別の区域等については、町地域防災計画資料編の記載のとおり。

3 避難勧告等の発令の判断

(1) 町長の避難勧告等の発令

○災害対策基本法第60条第1項に基づき、町長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（避難勧告）し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示（避難指示（緊急））する。また、災害の発生が確認された場合は、命を守る最善の行動を指示（災害発生情報）する。

○「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」に先立ち、住民の避難準備と要配慮者の避難開始を促すため、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

※平成25年6月の災害対策基本法の改定において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」が「要配慮者」として法律上定義されている。

○町長の不在時等における避難勧告等の発令については、五城目町地域防災計画で「災害対策本部等の職務代行」としてあらかじめ決めておくものとする。

(2) 避難勧告等の発令の考え方

○避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに発令することを基本とする。

○避難勧告等の発令による住民等の避難行動は、指定緊急避難所等へ移動する「立ち退き避難」

を基本とするが、激しい降雨等により移動が困難と判断される場合は、「**近隣の安全な場所**」（近隣にあるコンクリート造の建物等における上層階、山から離れた小高い場所等）や「**屋内安全確保**」（屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動）も併せて指示する。

- 土石流が想定される区域においては、通常の木造家屋では自宅の2階以上に移動しても、土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、「**屋内安全確保**」をとるべきでなく、危険な区域から離れた場所への避難、もしくは近隣の安全な場所へ避難する。
- なお、「**屋内安全確保**」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、早い段階において指定緊急避難場所への避難を終えておく。
- 避難勧告等は、あらかじめ運用マニュアルに対象区域を定めておき「避難勧告等の発令対象地域等の設定」（※P8 参照）、「別表2」（※P28 参照）、「別表3」（※P34 参照）、土砂災害に関するメッシュ情報において、危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害危険箇所等に発令することを基本とする。
- 避難勧告等は、一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、町内会単位又は地区単位を基本とし発令するが、**【重要】個々の住民にとって避難行動が必要なのかどうか（土砂災害危険箇所等は町内会の一部区域である場合がほとんど）、あらかじめ住民自らが理解しておく必要がある。**また、住民は避難先や避難方向、発令区分の意味についても理解しておくことが大切。

【重要】

個々の住民の土砂災害危険区域等の認識については、以下の方法にて、周知、認識を深め、理解をしてもらおうとともに、自覚をしてもらうように努める。また、仮に本人の理解と自覚が難しい場合は、町内会（自主防災組織）・消防団、又は近所の助け等で、避難勧告等の発令に対する避難体制作りを事前にしておくこと。

- ①ハザードマップの作成・配付
- ②町のホームページによる啓発
- ③町の町内会（自主防災組織）等に対する出前講座
- ④町内会（自主防災組織）等の啓発活動・防災訓練
- ⑤消防団の啓発活動 ※年始の各世帯訪問などの機会も活用する。

- 避難勧告等は、大雨注意報・警報や**土砂災害警戒情報**の発表、前兆現象の発生及び県や気象台等の関係機関からの助言などを踏まえ、総合的な判断により発令する。
- 過去において、避難勧告等の発令の基準に満たない状況で災害が起こった場所については、大雨警報（土砂災害）等の発表により、避難勧告等の発令を検討する。
- 短時間の局地的な降雨により、大雨警報（土砂災害）、**土砂災害警戒情報**が発表された場合は、直ちに今後の雨量等について気象台等の助言を求め（ホットラインを活用）、避難勧告等の発令を判断する。
- 「**災害発生情報**」の発令は、未だ土砂災害危険区域等の危険箇所から避難していない方に対して、災害の発生を伝え、建物の2階への垂直避難など命を守る最善の行動を指示するとともに、災害がまだおよんでいない周辺区域の方々に対して危険を伝え、避難を促す効果もあ

る。

(3) 発令のタイミングの考え方

- 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。
- 避難勧告等の対象となる土砂災害危険箇所等の居住者は、立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であるが、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、近隣の安全な場所への避難や「**屋内安全確保**」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難勧告等を発令する。
- 立ち退き避難が困難となる夜間において避難勧告等を発令する可能性がある場合には、降水短時間予報、府県気象情報、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報に記載される注意警戒期間や、予想される24時間降水量等を参考に、夕方等の明るい時間帯に「**避難準備・高齢者等避難開始**」又は「**避難勧告**」の発令を検討する。
- 「**災害発生情報**」については、災害の発生が確認された場合に可能な範囲で発令する。
- 台風や温帯低気圧の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難となる前に、早めの避難勧告等の発令を検討する。
- なお、令和元年度出水期より、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるよう、【**警戒レベル**】を用いた気象情報等の提供・避難勧告等の発令が始まっている。

表2 避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

警戒レベル	発令区分	発令時の状況	居住者等に求める行動
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者、特に避難行動に時間を要する居住者等が避難行動を開始しなければならない段階。	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。 その他の人は、気象情報に注意を払い、自発的に避難を開始するのが望ましい。 立ち退き避難が必要と判断する場合は、家族等との連絡、非常持出品の用意等の準備をする。
警戒レベル4	避難勧告	通常の避難行動が可能な居住者等が避難行動を開始しなければならない段階。	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所へ立ち退き避難をする。 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「※近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。
	避難指示(緊急)	湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等の前兆現象の発生や、現在の切迫した状況等から、人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> 未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「※近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	災害発生情報	人的被害の発生した状況。	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動。 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「※近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行う。

※近隣の安全な場所：指定緊急避難場所でないが、近隣のより安全な場所・建物等

(4) 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制づくり

いざという時に气象台や国・県からの連絡を町が活かすための体制づくり、必要に応じて气象台等へ助言を求める仕組みを構築しなければならない。そのためには、平時から气象台や国・県の職員とやりとりをして、顔の見える関係（意見を言い合える関係）を築いておく。ホットライン等による連絡があった際には、町長が状況を確実に把握できるよう、町は体制を構築しておく。

4 避難勧告等の情報伝達

(1) 町長の避難勧告等の発令

町は、天候の状況等により防災行政無線又は広報車のアナウンスが聞こえにくい場合や、深夜

に避難勧告等を発令する場合など、あらゆる気象状況や時間帯などを考慮の上、町内会（自主防災組織）・消防団による呼びかけや、複数の情報伝達手段の組み合わせによる広報により、避難勧告等の発令を、わかりやすく、確実に住民へ周知する。

主な情報伝達手段は次のとおりであり、本マニュアルにおいて、発令区域ごとの伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

①**防災行政無線（同報系） ※H31年4月運用開始。**

防災行政無線により、避難勧告等の情報を周知する。

②**戸別受信機 ※H31年4月運用開始。**

戸別受信機により、避難勧告等の情報を周知する。

③**広報車、電話・メール**

広報車により住民へ、又は電話・メール等により町内（自主防災組織）会長・消防団へ避難勧告等の周知を行う。また、町内会（自主防災組織）の枠組みを活用し、声掛け等による避難勧告等の周知を行う。

④**エリアメール・緊急速報メール**

エリアメール等で、住民の他、自動車移動者や旅行者等へ、避難勧告等の情報を発信する。

⑤**登録制メール**

登録者に、携帯電話メールで避難勧告等の情報を発信する。

⑥**ホームページ・ツイッター等 ※Facebookについても検討中。**

ホームページ・ツイッター等により、避難勧告等の情報を発信する。

⑦**報道機関**

避難勧告等の情報を「**秋田県情報集約配信システム（Lアラート）**」へ入力し、テレビ等の報道機関を通じて住民へ周知する。

なお、Lアラートによる情報伝達に当たっては、発令の理由や、住民に分かりやすい発令単位（地名）とするなど、避難勧告等を受け取る立場にたった情報の発信に務める。

⑧**その他**

聴覚障害者・社会福祉施設・観光施設・介護保険施設・各道路管理者等に電話やFAXにより避難勧告等の情報を発信する。

(2) **要配慮者利用施設等への情報伝達にあたっての留意事項**

①**要配慮者利用施設**

水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律では、市町村地域防災計画において、同計画に位置づけられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされているが、伝達の迅速性の観点から、施設管理者等に対する避難勧告等の伝達については、都

道府県管轄の施設についても、市町村が一元的に行うことが望ましい。

また、施設管理者等が利用者の避難支援を始めるのは、「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」が発令された段階であることに十分に留意し、「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」の発令を伝達する際に、その旨をあわせて伝達する。

町は、要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるよう、町内の情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めておく。

②在宅の避難行動要支援者

避難行動支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者名簿を活用することが望ましい。情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報を周知できる体制と環境を整えておく。

聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送（副音声など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送、SNS等のインターネットを通じた情報提供、わかりやすい日本語による情報提供、多言語による情報提供

5 本マニュアルの改定

大きな災害が発生し、それを受け**国ガイドライン・県マニュアル**の改定が行なわれた場合は、本マニュアルの必要な改定を実施するものとする。また、前述「**I はじめに**」にあるように本マニュアルは、**本町の現状を踏まえて**作成したものであり、具体的には、令和元年8月末現在の土砂災害危険箇所等の状況で**別表2**及び**別表3**の「**避難すべき区域**」を作成している。現在、土砂災害防止法に基づく**土砂災害警戒区域**（通称：イエローゾーン）の指定が本町で順次行なわれており、残る指定は地すべり危険箇所1箇所（富津内）※**落合は、住家がないことから除外された。**の予定で、1順目全指定されるのは令和元年度中を見込んでいる。また、2順目以降の指定の更新があった場合も、必要な見直しをおこなう必要がある。

なお、新たな防災気象情報の提供による「**発令の判断基準**」（※P11 参照）の見直しも考えられる。特に、土砂災害警戒判定メッシュ情報は、令和元年6月28日から5km→1kmメッシュに高解像度化されたが、現在、秋田中央地区については令和元年度中の運用に向けて調整中であり、いずれ本マニュアルに反映する必要がでてくる。

Ⅲ 避難勧告等の発令手順

1 避難勧告等の発令対象地域等の設定

平時において、避難勧告等の発令の対象とする地域等を、次によりあらかじめ整理しておく。

- (1) 秋田県河川砂防課で公表している「**秋田県土砂災害危険箇所マップ**」(※P16 参照)のメッシュを参照し、**別図 1** (※P26 参照)のとおり、番号により区分し、区域番号を定める。
- (2) 前記Ⅱ. 2の**表 1**の区域等のある地域(町内会単位)を、**別表 1** (※P27 参照)のとおり、(1)で定めた区域番号ごとに整理する。なお、過去に土砂災害が発生した表以外の区域についても同様とする(現在、本町では無し)。
- (3) **別表 1**に記載した“**町内会単位**”に、避難世帯数・避難対象者数等を、**別表 2** (※P28 参照)のとおり整理する。加えて、“**地区単位**”の避難勧告等の発令を想定し、**別表 2**を基に**別表 3** (※P34 参照)に“**地区単位**”の発令対象区域一覧も整理しておく。

2 避難勧告等の判断のための情報の収集

避難勧告等の発令を判断するため、気象注意報・警報等の発表状況、降雨量(予想を含む)、土砂災害の危険度などについて情報を収集する。

降雨量や土砂災害の危険度の情報は、一定の時間で更新される。町域内のリアルタイムのデータを確認・分析し、関係機関からの助言を得るなどして、あらかじめ定めた避難勧告等の判断基準に基づき、発令を検討する。

(1) 気象情報の収集

- 府県気象情報及び気象注意報・警報は、「**秋田県総合防災情報システム**」により、文書データ伝送で配信されるほか、気象庁が運用している「**気象庁防災情報提供システム**」や、「**気象庁ホームページ**」により確認することもできる。
- 府県気象情報が発表された場合には、記載されている気象状況や予想される降雨量などを確認する。
- 大雨注意報、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等の発表状況を確認する。
- 「**気象庁防災情報提供システム**」では、注意報・警報の注意警戒期間(ピーク時間含む)を確認できるため、今後の気象状況の参考とする。
※また、警戒期間の見通しの表より、従来文書形式でしかわかることができなかった、「注意報から警報へ切り替える可能性」等が高い旨に言及されている事も、一目でわかるようになっている。
- 必要に応じて、予想される降雨量等について、ホットライン等により、秋田地方气象台等から助言を得るものとする。
※秋田地方气象台ホットライン018-862-5245。

(2) 土砂災害の危険度の確認

- 気象庁が運用している「**気象庁防災情報提供システム**」(※P18 参照)(一般利用不可。ただし、ほとんどの情報は「**気象庁ホームページ**」で取得でき、一般の方でも利用が可能。)

の「土砂災害警戒判定メッシュ情報（通称：メッシュ情報）」（※P19 参照）又は、秋田県が運用している「秋田県土砂災害危険箇所マップ」（※P16 参照）（一般利用可能）により、本町内のメッシュを確認し、土砂災害の危険度が高くなっているメッシュを確認する。

- 土砂災害の危険度が高まっているメッシュについて、別表 2（※P28 参照）又は別表 3（※P34 参照）により、発令対象とする区域を確認する。

※「気象庁防災情報提供システム」の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と「秋田県土砂災害危険箇所マップ」のメッシュは同一の区割りとなっている。ただし、危険度の凡例の色などが違うので注意が必要。なお、本マニュアルの「発令の判断基準」（※P10 参照）では、気象庁のメッシュ情報を活用した記述となっている。

（3）降雨量等の確認

- 「気象庁防災情報提供システム」又は、「気象庁ホームページ」の「高解像度降水ナウキャスト」（※P20,23 参照）により、5分毎の実況及び予想（1時間後まで可能）の降雨量を確認する。

※高解像度降水ナウキャストの予想は、30分以内では250mメッシュ、それ以降では1kmメッシュでの予測となることに留意。

※従来の「レーダー降水ナウキャスト」の確認でも構わないが「高解像度降水ナウキャスト」の方が、より実況の降雨状況に近いことに留意。

- 「記録的短時間大雨情報」が発表された場合は、最大級の警戒をする。

※本町の基準は1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表。

※「五城目町で約〇〇〇ミリ」などの内容で発表され、短時間の強い降雨により、災害発生危険度が高くなっていることに留意。

（4）町内会・消防団（水防団）等からの情報収集

- 必要に応じて、町内会や消防団（水防団）、消防などから、土砂災害の前兆現象などが見られないか情報を収集する。

※別表 2（※P28 参照）に記載した町内会や関係する消防団（水防団）の連絡先については、以下の名簿を活用する。

【町内会長】 毎年度作成する各町内会長名簿。※名簿作成担当：総務課

【消防団】 随時更新している消防団員（各分団長含む）名簿。※名簿作成担当：消防本部。

(5) 秋田地方気象台、県、隣接市町村との電話連絡による情報収集

○町は、必要に応じて秋田地方気象台とのホットライン等により、今後の降雨量の見通しや現在の状況など、詳細な情報を収集する。

また、県や隣接する市町村から災害の発生状況等の情報を収集するため、以下の表のように秋田地方気象台、国、県、隣接市町村等の連絡先を作成しておく。

機関名	連絡先	備考
秋田地方気象台	(平常時) 018-864-3955 (ホットライン) 018-862-5245	
国土交通省秋田河川国道事務所	(計画課) 018-864-2293 (防災課) 018-864-2294	(計画課)保有車両の提供に関する協定あり。
秋田県河川砂防課	018-860-2517	
秋田県秋田地域振興局建設部工務課	(工務第2班) 018-860-3482	
秋田県総合防災課	018-860-4563	
秋田発電・工業用水道事務所	018-839-2244	杉沢発電所の運転状況について確認をする。
八郎潟町役場	(町民課) 018-875-5806	
井川町役場	(町民課) 018-874-2894	

3 避難勧告等の発令

次の判断基準に基づき、避難勧告等を発令するものとする。

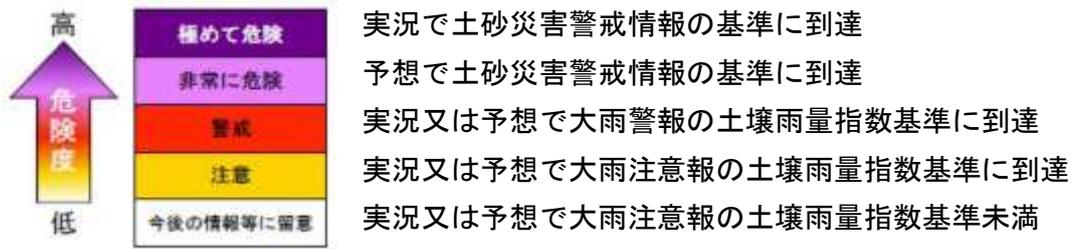
- 判断基準における「土砂災害警戒判定メッシュ情報（通称：メッシュ情報）」とは、「気象庁 防災情報提供システム」の市町村画面におけるメッシュ情報（※P19 参照）とする。
- 避難勧告等は、当該メッシュ情報を踏まえ、別表 1（※P27 参照）で番号を付したメッシュが、次の判断基準等に該当した場合に、別表 2（※P28 参照）又は別表 3（※P34 参照）の「避難すべき区域」に対して発令することを基本とする。

表 3 土砂災害における避難勧告等の判断基準

警戒レベル	区分	発令の判断基準
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始	<p>次のいずれかに該当する場合に、「【警戒レベル 3】避難準備・高齢者等避難開始」を発令するものとする。</p> <p>1：【警戒レベル 3 相当情報】「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過【赤色】」（※P17参照）し、さらに降雨が見込まれる場合</p> <p>2：【警戒レベル 2 相当情報】「大雨注意報」が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に【警戒レベル 3 相当情報】「大雨警報（土砂災害）」に切り替える可能性が高い旨に言及されている（※P19参照）場合</p> <p style="padding-left: 2em;">※その他、府県気象情報（※P22参照）にも留意する。</p> <p>3：強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>

警戒 レベル	区分	発令の判断基準
警戒 レベル 4	避難勧告	<p>次のいずれかに該当する場合に、「【警戒レベル4】避難勧告」を発令するものとする。</p> <p>1：【警戒レベル4相当情報】土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において「【警戒レベル4相当情報】予想で土砂災害警戒情報の基準を超過【薄紫色】」（※P19参照）し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>2：【警戒レベル3相当情報】大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
	避難指示 （緊急）	<p>次のいずれかに該当する場合に、「【警戒レベル4】避難指示（緊急）」を発令するものとする。</p> <p>1：【警戒レベル4相当情報】土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報において「【警戒レベル4相当情報】実況で土砂災害警戒情報の基準を超過【濃紫色】」（※P19参照）した場合</p> <p>2：【警戒レベル4相当情報】土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>4：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>
警戒 レベル 5	災害発生 情報	<p>次のいずれかに該当する場合に、「【警戒レベル5】災害発生情報」を発令するものとする。</p> <p>1：土砂災害が発生した場合</p>

図 「気象庁防災情報提供システム」の土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）における危険度の色



4 避難勧告等の伝達

(1) 住民等への伝達

避難勧告等の発令は、対象区域に対して、別表2（※P28 参照）に定める「住民等への情報伝達手段」により、伝達するものとする。

(2) 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等は、次の伝達文例により伝達するものとする。

◆防災行政無線等◆

①「【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始」の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、【警戒レベル3】高齢者等避難開始。緊急放送、緊急放送、【警戒レベル3】高齢者等避難開始。
- こちらは、防災五城目広報です。
- ○時○分に、○○地区の土砂災害警戒区域に、土砂災害に関する【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難をしてください。
- 避難所として、○○○○を開設しております。

②「【警戒レベル4】避難勧告」の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、【警戒レベル4】避難開始。緊急放送、緊急放送、【警戒レベル4】避難開始。
- こちらは、五城目防災広報です。
- ○時○分に、○○地区の土砂災害警戒区域に、土砂災害に関する【警戒レベル4】避難勧告を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- ○○地区の土砂災害警戒区域、通称：イエローゾーンにお住まいの方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。
- 避難所として、○○○○を開設しております。

③ 「【警戒レベル4】避難指示（緊急）」の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、【警戒レベル4】直ちに避難。緊急放送、緊急放送、【警戒レベル4】直ちに避難。
- こちらは、防災五城目広報です。
- ○時○分に、○○地区の土砂災害警戒区域に、土砂災害に関する【警戒レベル4】避難指示（緊急）を発令しました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- ○○地区の土砂災害警戒区域、通称：イエローゾーンにお住まいの方で、未だに避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。
- 避難所として、○○○○を開設しております。

④ 「【警戒レベル5】災害発生情報」の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、【警戒レベル5】命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、【警戒レベル5】命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、防災五城目広報です。
- ○時○分、○○地区に、土砂災害に関する【警戒レベル5】災害発生情報を発令しました。
- ○○地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により○○道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。
- 避難所として、○○○○を開設しております。
(※注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

◆ホームページやツイッター等◆

これらの伝達手段には、システム上の入力文字制限があるため、限られた文字数のなかで趣旨が的確に伝わるように発信する。中でもツイッターの文字制限140文字が、一番文字数に制限があり、以下に【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例を記載する。

「【警戒レベル4】避難勧告」の伝達文例

「題名」 【警戒レベル4】避難開始

「本文」 五城目町です。

○○地区に、土砂災害に関する【警戒レベル4】避難勧告を発令しました。土砂災害の危険性が高まっています。本地区の土砂災害警戒区域にお住まいの方は、速やかに全員避難してください。避難所として、○○○○を開設しています。

(130文字)

(3) 県への報告

避難勧告等を発令した場合は、直ちに、災害対策基本法第 60 条第 4 項の規定に基づき、県総合防災課へ報告するものとする。

(4) 伝達先と担当部署

伝達手段	(災害対策本部) 担当部署	伝達先
防災行政無線（同報系） ※H31年4月運用開始。	(総務部庶務班) 総務課 住民生活課	住民
戸別受信機 ※H31年4月運用開始。	〃	住民
広報車	(総務部庶務班) 総務課 住民生活課	住民
電話・メール	(総務部庶務班) 総務課 住民生活課 (消防部防ぎよ班) 消防本部 消防団	町内（自主防災組織）会長・消防団
エリアメール 緊急速報メール	(総務部庶務班) 総務課 住民生活課	住民（町内にいる旅行者等含む）
登録制メール	(総務部庶務班) 総務課 住民生活課	住民（登録者）
ホームページ・ツイッター等	(総務部広報情報班) まちづくり課 議会事務局	住民
報道機関（Lアラート）	(総務部広報情報班) まちづくり課 議会事務局	住民
その他（電話・FAX）	(総務部広報情報班) まちづくり課 議会事務局 (総務部庶務班) 総務課 住民生活課 等	県等関係機関、報道機関
		ライフライン、公共交通機関
		社会福祉施設、観光施設、社会福祉協議会、 民生委員・児童委員、聴覚障害者
		介護保険施設等
		各小中学校
		各道路管理者、緊急応援業者等

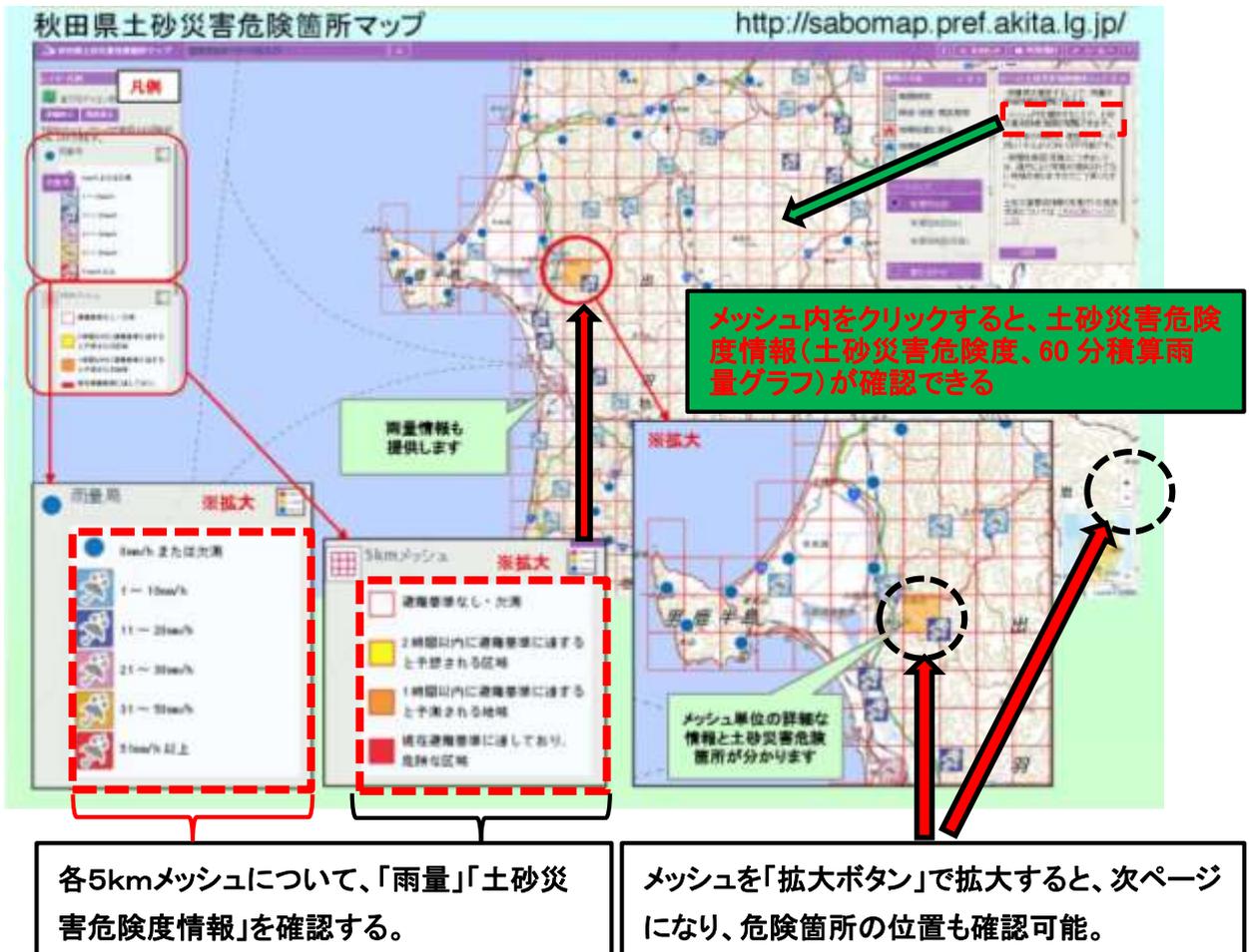
(5) 避難勧告等の解除

当該地域の「土砂災害警戒情報」が解除された時点で、解除することを基本とする。土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。この際、町は国・県の土砂災害等の担当者に助言をを求めることを検討する。

IV リアルタイムで入手できる防災情報等について

1 秋田県土砂災害危険箇所マップ (<http://sabomap.pref.akita.lg.jp/>) ※H28年度より新システム。

秋田県河川砂防課が公表している、「秋田県土砂災害危険箇所マップ」により、より詳細な土砂災害危険箇所等を確認する。R元年度中に、1kmメッシュに対応したシステムへ改修されると思われる。



避難勧告等の発令を判断するため、「雨量」「土砂災害危険度情報」を確認する。上のマップでは、「土砂災害危険度情報」1マスがオレンジ色になっている。なお、避難勧告等を発令対象とする区域は、別表2（※P28参照）のとおり。

拡大した図で避難勧告等の対象とする区域をチェックする。



土砂災害危険箇所等（土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）又は、土砂災害危険箇所）に入っている世帯に対して避難を呼び掛ける。

<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害危険箇所 <ul style="list-style-type: none"> ①急傾斜地危険箇所 ②地すべり危険箇所 ③土石流危険溪流（氾濫流域） ④土石流危険溪流（流域） ◆土砂災害警戒区域 <ul style="list-style-type: none"> ⑤土砂災害特別警戒区域（土石流）レッド ⑥土砂災害警戒区域（土石流）イエロー ⑦土砂災害特別警戒区域（急傾斜）レッド ⑧土砂災害警戒区域（緩傾斜）イエロー 	<p>①～⑧をチェックすることによって、地図に各項目の位置が表示・非表示される。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

上記は、内川地区浅見内町内では、H28年1月に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定が完了しているので、「土砂災害危険箇所」の表示をせず、「土砂災害警戒区域」のみ表示させたものである。

2 気象庁防災情報提供システム (<https://bosai.jmainfo.go.jp>)

気象庁が提供している「気象庁防災情報提供システム」にログインし、気象情報を収集する。

ユーザ認証

現在時刻：2014年09月16日
15:29 JST

終了

ログインID

パスワード

仮パスワード交付 ログイン

ログインID及びパスワードを入力してログイン。

※ ID、パスワードは気象台から付与。

○気象庁防災情報提供システムのトップ画面

市町村画面を表示させるため、地方で「東北地方」、府県で「秋田県」、市区町村で「五城目町」を選択する。

The screenshot shows the top page of the disaster information system. At the top, there are three dropdown menus for location selection: '地方' (Region) set to '東北地方', '府県' (Prefecture) set to '秋田県', and '市区町村' (City/Town/Village) set to '五城目町'. These three dropdowns are highlighted with red boxes and labels: '東北地方を選択', '秋田県を選択', and '五城目町を選択'. The main content area includes a map of the region, a '注目の情報' (Featured Information) section with a link to '東海地震に関する調査情報(定例)', and a '警報・注意報' (Warnings) section for '秋田県' dated '平成26年09月19日10時40分'. A '予報官コメント' (Forecast Officer Comment) section follows, dated '2014年09月19日(金) 10時42分'. At the bottom, there is a '発表中の主な防災情報' (Main Disaster Information Being Released) section with several links to specific reports.

○市町村画面

高解像度降水ナウキャストや土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認するため、右下の市町村クローズアップ図の**拡大表示**をクリックする。

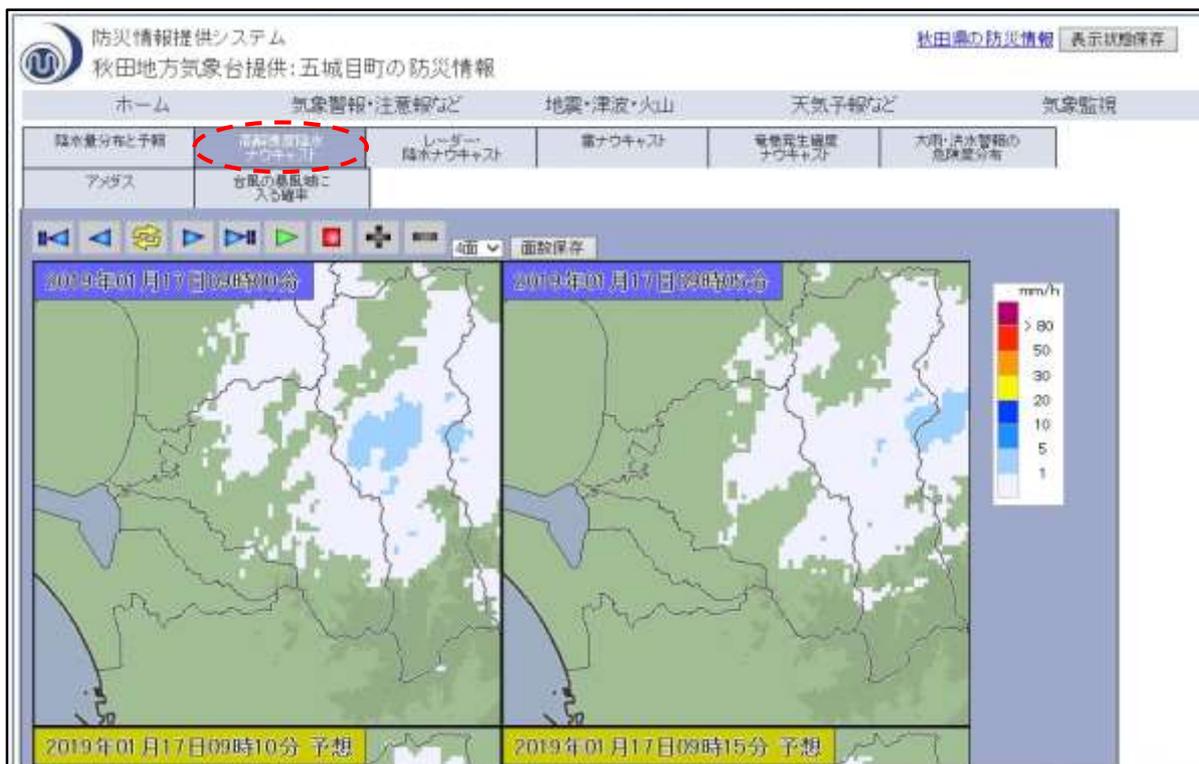
○土砂災害警戒判定メッシュ情報（5 kmメッシュ単位） ※R 元年度中に1kmメッシュ単位の運用がスタートする予定。

土砂災害警戒判定メッシュ情報から、町域内の土砂災害の危険度を確認する。

大雨・洪水警報の危険度分布→土砂災害警戒判定メッシュ情報を選択

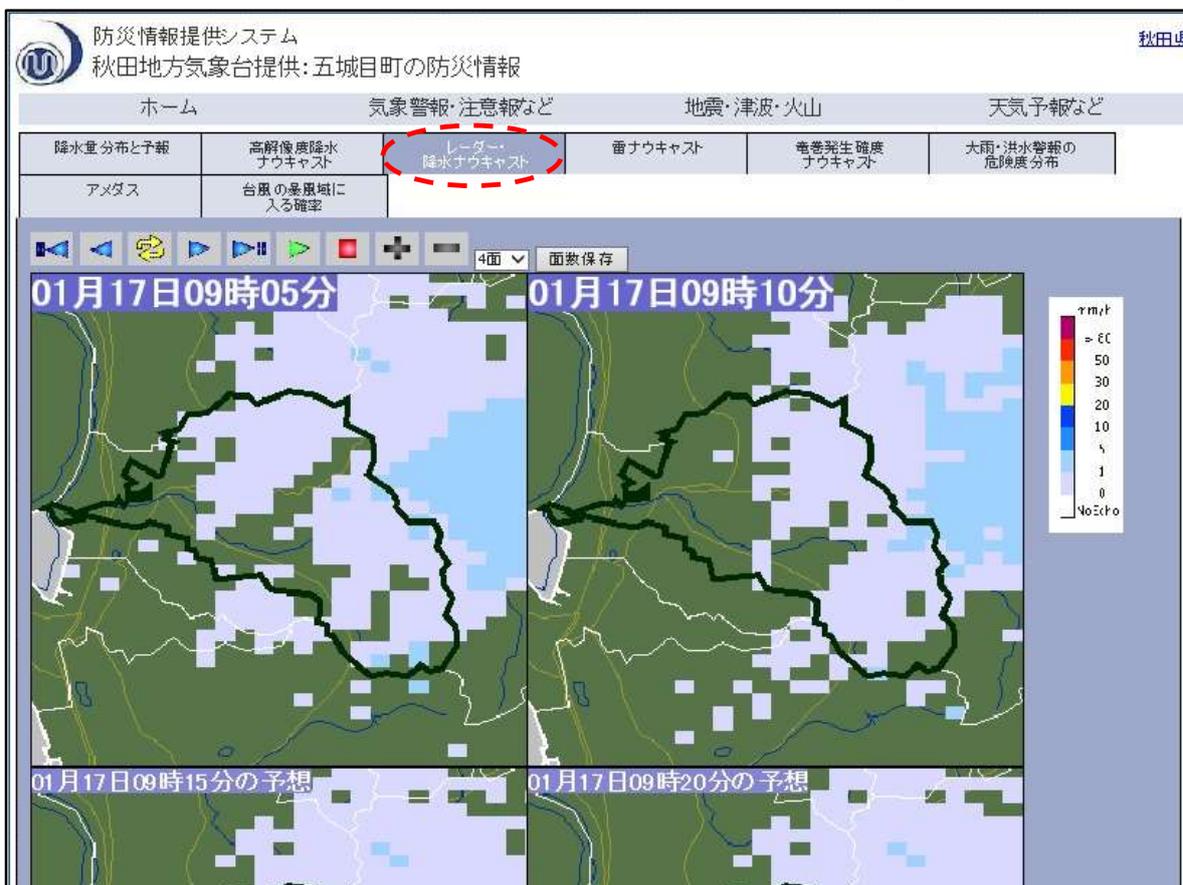
○高解像度降水ナウキャスト

高解像度降水ナウキャストにより、実況及び予測の降水量を確認する。必要に応じて地域を拡大する。また、予測されている降水量（1時間後まで）を確認する。



○レーダー・降水ナウキャスト

レーダー・降水ナウキャストから降水状況を確認することもできる。



○注意報等の確認

発表中の警報・注意報を確認する。平成28年度より①②の新しい防災気象情報の提供が始まり、①今後の警報発令「早期注意情報（警報級の可能性）」と②警戒期間の見通し「危険度を色分けした時系列」が視覚的に判断できるようになったことから、従来の「警報・注意報（文章形式）表示」（秋田地方気象台発表）に加えて、注意報から警報に切り替わる可能性について有力な情報となっている。

なお、「注意報から警報に切り替わる可能性」「注意報から特別警報に切り替わる可能性」「警報から特別警報に切り替わる可能性」が高い場合は、②の警戒期間の見通しの表に斜線が入ることになっている。凡例を拡大した下図を参照。

←発表中の警報・注意報を確認

→②発表中の警報・注意報の警戒期間の見通し

↓①今後の警報発令の見通し

拡大表示を選択

◆「警報」又は「特別警報」へ切り替える可能性が高い旨に言及されている場合の凡例。

大雪	平野部									降雪による交通障害 以後も注意報級 12時間最大降雪量 15センチ 降雪による交通障害
雷										以後も注意報級 突風
なだれ										以後も注意報級
着雪										以後も注意報級

各要素の予想値は、確度が一定に達したものを表示しています。
 ■で着色した種別は、今後特別警報に切り替える可能性が高い警報を表しています。
 ■で着色した種別は、今後特別警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。
 ■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

○府県気象情報の確認

「気象警報・注意報など」をクリック、下の画面の右のメニューから、「気象情報」をクリックし、「府県気象情報」をクリックすると確認ができる。

防災情報提供システム
秋田地方気象台提供:五城目町の防災情報「気象警報・注意報など」をクリックする

秋田県の防災情報 表示状態保存

ホーム 気象警報・注意報など 地震・津波・火山 天気予報など 気象監視

気象警報・注意報

予報官コメント

市町村クローズアップ図



防災情報提供システム
五城目町の防災情報

地方 東北地方 府県 秋田県 市区町村 五城目町

ホーム 気象警報・注意報など 地震・津波・火山 天気予報など 気象監視 設定管理

ホーム>>気象警報・注意報など>>府県気象情報

府県気象情報

気象警報・注意報など
警報・注意報(図表形式/文章形式)
流域雨量指標の予測値
大雨・洪水警報の危険度分布
注意警戒分布図
記録的短時間大雨情報
土砂災害警戒情報
指定河川洪水予報
竜巻注意情報
台風情報
気象情報 気象情報をクリック
- 全般気象情報
- 地方気象情報
- 府県気象情報
海上警報 府県気象情報をクリック
観測情報
天候情報
異常天候早期警戒情報

暴風雪と高波及び大雪に関する秋田県気象情報 第2号
平成31年 1月17日06時10分 秋田地方気象台発表

(見出し)
秋田県の沿岸では、17日昼前から夜遅くにかけて、暴風雪に警戒してください。また、秋田県では、18日にかけて、高波、大雪、着雪、なだれに注意してください。

(本文)
【気象状況】
北日本では、18日にかけて強い冬型の気圧配置となるでしょう。

【風・波】
<地域・時期・脅威の予想>
秋田県では、17日は、沿岸を中心に西よりの風が雪を伴って強いでしょう。海上では、しける見込みです。

17日に予想される最大風速(最大瞬間風速)は、
沿岸の海上 18メートル(30メートル)
沿岸の陸上 18メートル(30メートル)
内陸 12メートル(25メートル)

17日に予想される波の高さは、
5メートルです。

その後も、18日にかけて、海上を中心に西よりの風が雪を伴って強く、海上では、しけるでしょう。

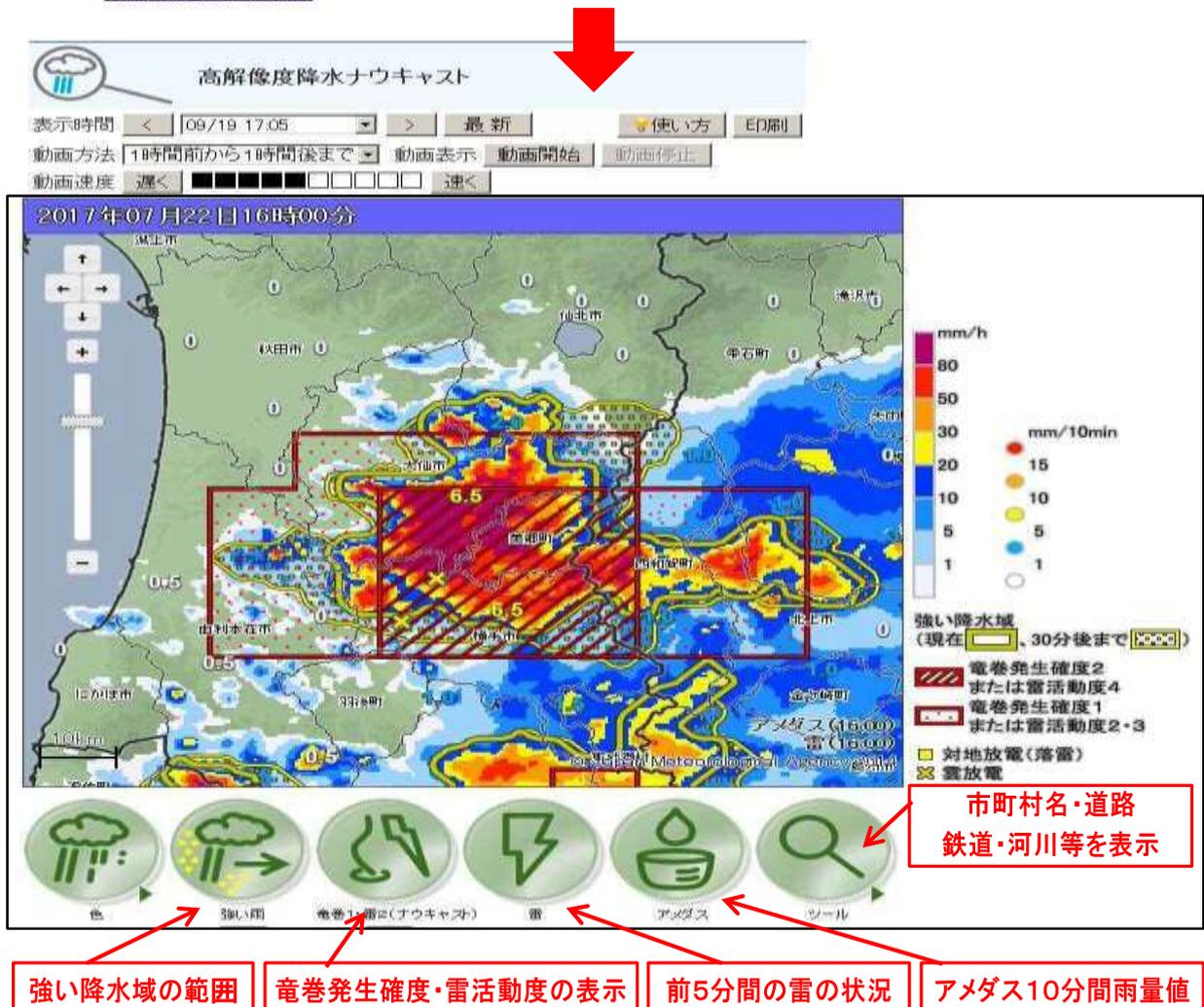
<防災事項>
沿岸では、17日昼前から夜遅くにかけて、暴風やふぶきに警戒してください。内陸でも、強風やふぶきに注意が必要です。また、海上では、高波に注

3 気象庁ホームページ

○高解像度降水ナウキャスト

気象庁のホームページでも、高解像度降水ナウキャストを確認できる。

「防災情報」をクリック、「雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）」をクリックすると下の画面が表示される。ホームページ版では、アメダス観測点の雨量や、道路・河川などの位置、雲の動き等を表示することができる。



4 秋田県河川砂防情報システム (http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/index.html)

秋田県河川砂防課が運用している「秋田県河川砂防情報システム」により、降水量等の確認をする。

秋田県 河川砂防情報システム

メニュー

- 観測情報【状況図】>
- 観測情報【現況表】>
- 土砂災害警戒情報

情報を知りたい地区をクリック願います。>

●雨量情報 ●水位情報 ●ダム情報

★警報概況

気象注警報発表状況

地域	警報	注意報
秋田中央地域	注意報・警報の発表はありません	
能代山本地域	注意報・警報の発表はありません	
本荘由利地域	注意報・警報の発表はありません	
北秋鹿角地域	注意報・警報の発表はありません	
仙北平鹿地域	注意報・警報の発表はありません	
湯沢雄勝地域	注意報・警報の発表はありません	

★太平川共同洪水予報 発表情報★>>詳細

予報の種類	現在、発表情報はありません	予報文表示
発表時刻		

県内における警報等の発令状況について

水防	発令なし
砂防	発表なし
ダム	発令なし

※上記、警戒情報が発令されている地区の皆様は、今後のマスコミ等の情報を参考に増水している河川や、危険な箇所には近づかないようにして下さい。

■国土交通省管理区間

米代川本川の水位・雨量
米代川の水位・雨量・水質
ライブ!米代川
米代川のライブ画像を配信!!
(能代河川国道事務所)

雄物川・子吉川の水位・雨量
雄物川・子吉川
ライブカメラ・防災情報
(秋田河川国道事務所)
(湯沢河川国道事務所)

お知らせ(09月10日 更新)

八郎湯調整池水門 水位情報の欠測について(2014.04.22)
秋田地域振興局管内 八郎湯調整池水門の水位情報について、当分の間、欠測いたします。

笹子川 榎ノ木平水位局 欠測について(2014.01.07)
由利地域振興局管内 笹子川 榎ノ木平水位局について、機器故障のため当分の間、欠測いたします。

提供情報について



雨量状況図が表示され、各観測点の降雨量が水色、黄色、赤色のシンボルで表示される。表形式で表示するには、「表示形式」の「現況表」をクリックする。

秋田県 河川砂防情報システム

最新表示

TOP データ種別 | 雨量 | 水位 | ダム |

表示形式 | 状況図 | 現況表 | 一覧表 |

地域選択: 秋田地域振興局 | アイコン表示: 雨量状況図

雨量状況図(秋田地域振興局) 2014年09月19日10時30分 現在

アイコンをクリックするとグラフを表示します

局名表示

凡例

- 警戒レベル超過
- 注意レベル超過
- 通常
- 欠測/無効

雨量現況表が表示される。1時間当たりの降水量を表示するため、「並べ替え」から「時間雨量順」を選択する。

最新表示

TOP データ種別 | 雨量 | 水位 | ダム |

表示形式 | 状況図 | 現況表 | 一括表 | 一覧表 |

地域選択: 秋田地域振興局 | 並べ替え: 時間雨量順

雨量現況表 (秋田地域振興局) 2014年09月19日10時40分 現在
観測所名をクリックするとグラフを表示します

管轄	河川名	観測所名	市町村名	最新観測時刻	降雨開始時刻	時間雨量	累加雨量	10分雨量	24時間雨量
					[月/日 時分]	[mm]	[mm]	[mm]	[mm]
秋田地域振興局	馬場目川	水沢	五城目町	2014 09/19 10:40	09/19 02:50	1.0	28.0	0.0	28.0
秋田地域振興局	新渡川	新渡	秋田市雄和	2014 09/19 10:40	09/19 01:40	0.0	4.0	0.0	4.0
秋田地域振興局	大平川	太平本町	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 07:10	3.0	6.0	2.0	6.0
秋田地域振興局	馬路川	金足堀内	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 09:40	0.0	1.0	0.0	1.0
秋田地域振興局	旭川	秋田地域振興局	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 07:30	1.0	7.0	0.0	7.0
秋田地域振興局		男鹿山	男鹿市	2014 09/19 10:40	09/19 06:10	0.0	2.0	0.0	2.0
秋田地域振興局		船川	男鹿市	2014 09/19 10:40	09/19 08:50	0.0	2.0	0.0	2.0
秋田地域振興局		戸賀	男鹿市	2014 09/19 10:40	---	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田地域振興局		若美	男鹿市若美	2014 09/19 10:40	09/19 05:50	0.0	4.0	0.0	4.0
秋田地域振興局	旭川	旭川ダム	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 06:30	1.0	2.0	0.0	2.0
秋田地域振興局	旭川	旭又	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 04:00	3.0	10.0	0.0	11.0
秋田地域振興局	滝川	北浦	男鹿市	2014 09/19 10:40	09/19 09:00	0.0	1.0	0.0	1.0
秋田地域振興局	西部承水路	福米沢	男鹿市若美	2014 09/19 10:40	09/19 05:00	0.0	14.0	0.0	14.0
秋田地域振興局	馬場目川	五城目	五城目町	2014 09/19 10:40	09/19 02:40	0.0	26.0	0.0	26.0
秋田地域振興局	新城川	下新城	秋田市	2014 09/19 10:40	---	0.0	6.0	0.0	6.0
秋田地域振興局	新城川	五十丁	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 10:30	1.0	1.0	0.0	1.0
秋田地域振興局	岩見川	大張野	秋田市河辺	2014 09/19 10:40	09/19 03:40	4.0	10.0	2.0	10.0
秋田地域振興局	安養寺川	秋田空港	秋田市雄和	2014 09/19 10:40	09/19 07:40	1.0	3.0	0.0	4.0
秋田地域振興局	下浜崎川	羽川	秋田市	2014 09/19 10:40	---	0.0	0.0	0.0	0.0
アメダス		男鹿山山(メダス)	男鹿市	2014 09/19 10:40	09/19 06:10	0.0	0.0	0.0	0.0



時間雨量が表示される。累加雨量、10分雨量、24時間雨量も表示されている。町域内の、各観測点における降水量を確認する。

最新表示

TOP データ種別 | 雨量 | 水位 | ダム |

表示形式 | 状況図 | 現況表 | 一括表 | 一覧表 |

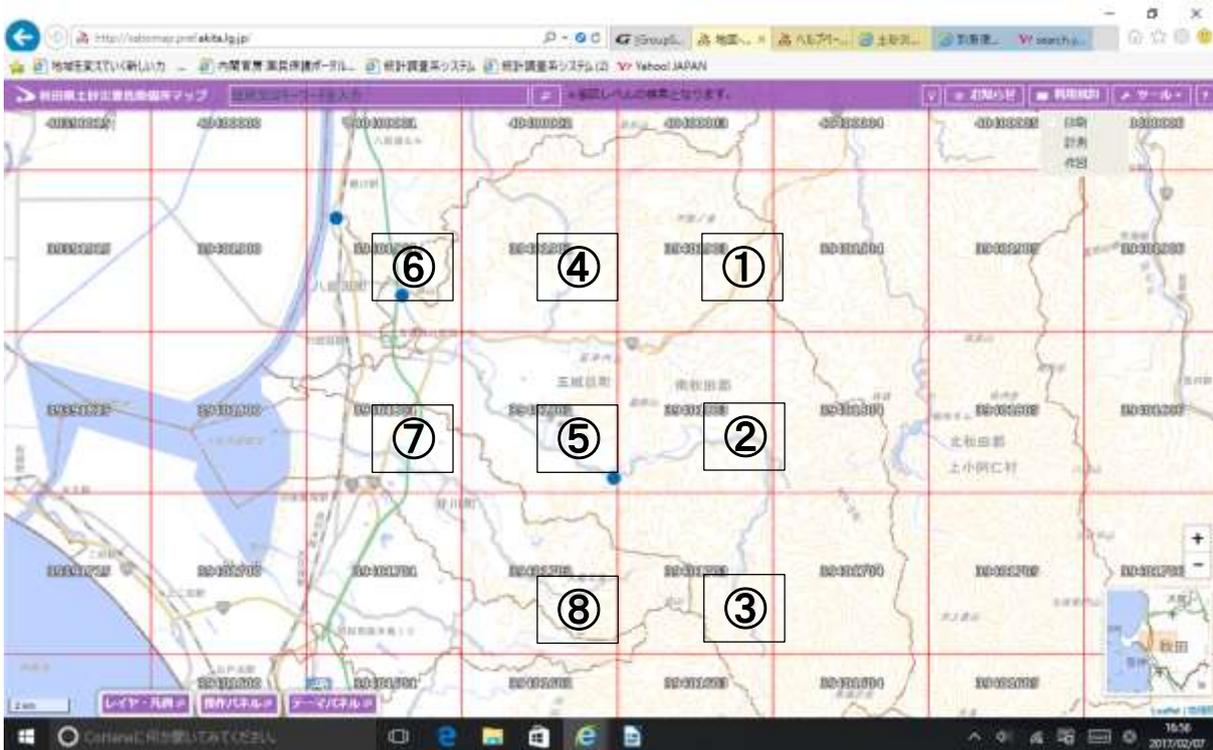
地域選択: 秋田地域振興局 | 並べ替え: 時間雨量順

雨量現況表 (秋田地域振興局) 2014年09月19日10時40分 現在
観測所名をクリックするとグラフを表示します

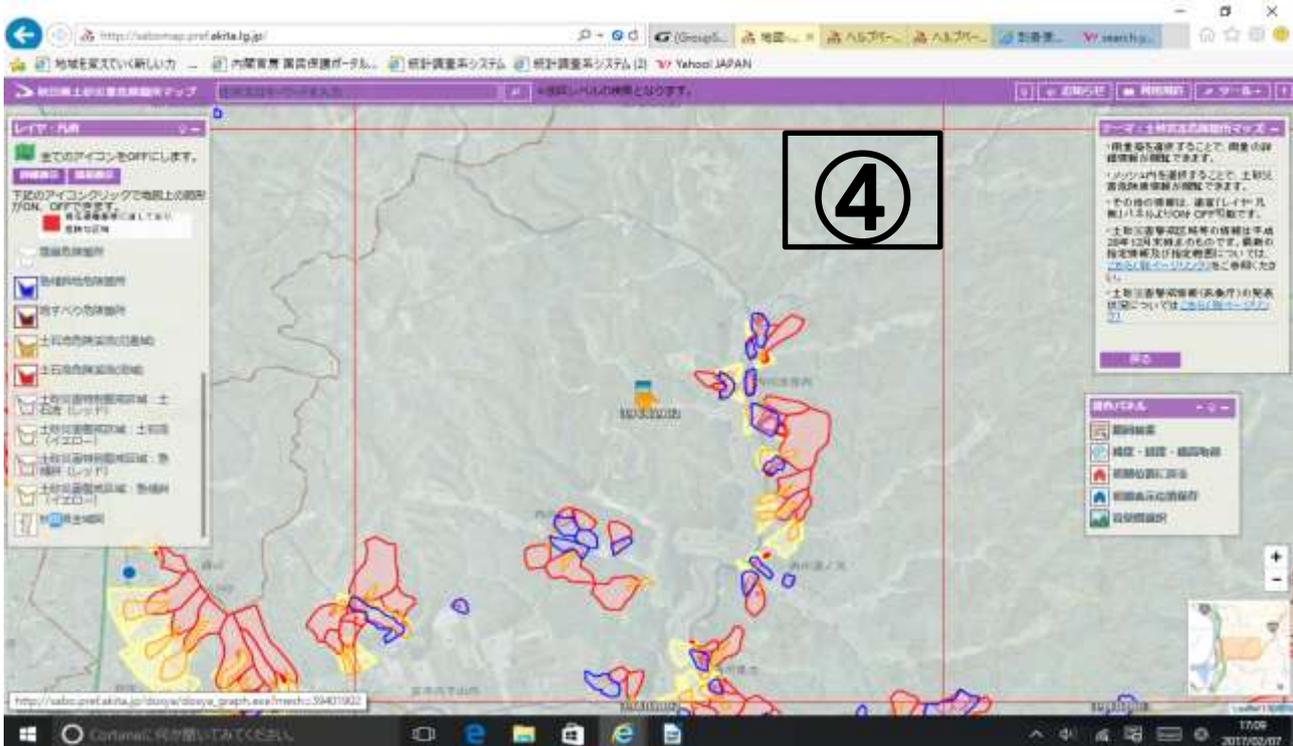
管轄	河川名	観測所名	市町村名	最新観測時刻	降雨開始時刻	時間雨量	累加雨量	10分雨量	24時間雨量
					[月/日 時分]	[mm]	[mm]	[mm]	[mm]
秋田地域振興局	岩見川	大張野	秋田市河辺	2014 09/19 10:40	09/19 03:40	4.0	10.0	2.0	10.0
秋田地域振興局	大平川	太平本町	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 07:10	3.0	6.0	2.0	6.0
秋田地域振興局	旭川	旭又	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 04:00	3.0	10.0	0.0	11.0
秋田地域振興局	三内川	岩見ダム	秋田市河辺	2014 09/19 10:40	09/19 07:10	2.0	4.0	0.0	4.0
アメダス		秋田(メダス)	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 07:00	1.5	10.0	0.0	10.0
秋田地域振興局	馬場目川	水沢	五城目町	2014 09/19 10:40	09/19 02:50	1.0	28.0	0.0	28.0
秋田地域振興局	旭川	秋田地域振興局	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 07:00	1.0	7.0	0.0	7.0
秋田地域振興局	旭川	旭川ダム	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 06:30	1.0	2.0	0.0	2.0
秋田地域振興局	新城川	五十丁	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 10:30	1.0	1.0	0.0	1.0
秋田地域振興局	安養寺川	秋田空港	秋田市雄和	2014 09/19 10:40	09/19 07:40	1.0	3.0	0.0	4.0
アメダス		岩見三内(メダス)	河辺町	2014 09/19 10:40	09/19 07:10	1.0	2.0	0.5	2.0
アメダス		仁別(メダス)	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 03:40	1.0	2.0	0.0	2.0
秋田地域振興局	新渡川	新渡	秋田市雄和	2014 09/19 10:40	09/19 01:40	0.0	4.0	0.0	4.0
秋田地域振興局	馬路川	金足堀内	秋田市	2014 09/19 10:40	09/19 09:40	0.0	1.0	0.0	1.0
秋田地域振興局		男鹿山	男鹿市	2014 09/19 10:40	09/19 06:10	0.0	2.0	0.0	2.0
秋田地域振興局		船川	男鹿市	2014 09/19 10:40	09/19 08:50	0.0	2.0	0.0	2.0
秋田地域振興局		戸賀	男鹿市	2014 09/19 10:40	---	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田地域振興局		若美	男鹿市若美	2014 09/19 10:40	09/19 05:50	0.0	4.0	0.0	4.0
秋田地域振興局	滝川	北浦	男鹿市	2014 09/19 10:40	09/19 09:00	0.0	1.0	0.0	1.0
秋田地域振興局	西部承水路	福米沢	男鹿市若美	2014 09/19 10:40	09/19 05:00	0.0	14.0	0.0	14.0

V 平時における避難勧告等の発令対象区域の整理について

別図1 秋田県土砂災害危険箇所マップにおける地域区分図（五城目町）



↓ ④の領域を拡大する



④の領域に該当する地域（町内会等）＝避難すべき地域を別表1（※P27参照）へ整理し、更に別表2（※P28参照）において、“町内会単位”の避難対象世帯・対象人数、指定緊急避難場所等を整理する。更には、別表2を基に“地区単位”への発令を想定した別表3も整理しておく。この方法により、上の図の①～⑧の地域区分全てにおいて、別表1、別表2、別表3を作成する。

別表1 秋田県土砂災害危険箇所マップにおける区域番号と該当町内会等一覧

区域番号	地域名	町内会名
①	富津内地区	脇乙「脇村」、北々口「北村」、北々口「高樋」
②	富津内地区	脇乙「脇村」、落合、高千、北々口「北村」
	馬場目地区	水沢、中村、恋地
③	馬場目地区	水沢、合地「蛇喰・北ノ又」
④	内川地区	小倉、黒土、湯ノ又「小川口舎」、浅見内「小川口除」
	富津内地区	下山内「山根」、上山内、富田「小倉温泉下」、八田「長面除く」、脇乙
	五城目地区	五城目小学校※五城目森林組合前通行止にする。
⑤	内川地区	黒土
	富津内地区	富田、八田「長面除く」、台御蔵下、脇乙、
	馬場目地区	門前、蓬内台、寺庭、中村、水沢
	五城目地区	広ケ野、希望ケ丘、
	馬川地区	中高崎、館越
⑥	森山地区	岡本1区、岡本2区、浦横町
	五城目地区	畑町、築地町、五城目小学校※五城目森林組合前通行止にする。
⑦	森山地区	岡本2区
	五城目地区	新畑町、畑町、館町、ななくら、矢場崎「ななくらマンション隣接地」
	馬川地区	上樋口「上」
⑧	馬場目地区	水沢

※令和元年10月以降、既存「土砂災害危険箇所」に対して土砂災害防止法の現地調査が実施され、新たに「土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)」が指定された場合又は、2順目以降の現地調査が実施され、「土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)」の区域が変更になった場合は、再度見直しをかける。なお、令和元年度中には全町において1順目の指定が終了する予定。

別表2 避難勧告等の発令対象区域一覧（町内会単位）

※メッシュ情報から、「町内会単位」に避難勧告等の発令を検討する場合に参照する表です。（※P3 参照）

区域 番号	地域名 (町内会名) ※町内会名は別表1のとおり。	指定 状況等	対象世帯 ・対象人数	住民等への 情報伝達手段	指定避難所 に避難する までに要す る時間 (徒歩想定)	指定緊急避難場所		指定避難所		土砂災害危険箇 所等の区域内の 重要施設等
	避難すべき区域					一般住民	距離		距離	
①	富津内地区 (脇乙「脇村」)	急傾斜 土石流	17 世帯・39 人	防災行政無線・広報車 電話・メール消防団 (町内会長・消防団) エリアメール・緊急速報メール 登録制メール	45 分	旧富津内小学校跡地 注1:脇乙公民館	1.0km	中津又地区コミュニティセンター 注1:脇乙公民館	2.0km	
	(北々口「北村」)	急傾斜 土石流	5 世帯・12 人		30 分	北北口山村広場 注1:山村広場休憩施設	1.0km	中津又地区コミュニティセンター 注1:山村広場休憩施設	1.0km	
	(北々口「高樋」)	急傾斜 土石流	3 世帯・7 人		30 分	北北口山村広場 注1:山村広場休憩施設	0.5km	中津又地区コミュニティセンター 注1:山村広場休憩施設	1.0km	
②	富津内地区 (脇乙「脇村」)	急傾斜 土石流	17 世帯・39 人		45 分	旧富津内小学校跡地 注1:脇乙公民館	1.0km	中津又地区コミュニティセンター 注1:脇乙公民館	2.0km	
	(落合)	急傾斜 土石流	9 世帯・21 人		20 分	中津又地区コミュニティセンター	0.5km	中津又地区コミュニティセンター	0.5km	
	(高千)	急傾斜 土石流	25 世帯・53 人		40 分	〃	1.5km	〃	1.5km	高千公民館
	(北々口「北村」)	土石流	5 世帯・12 人		30 分	北北口山村広場 注1:山村広場休憩施設	1.0km	中津又地区コミュニティセンター 注1:山村広場休憩施設	1.0km	
	馬場目地区 (水沢)	急傾斜 土石流	22 世帯・56 人		45 分	馬場目地区公民館	2.0km	馬場目地区公民館	2.0km	水沢公民館
	(中村)	急傾斜 土石流	14 世帯・32 人		45 分	馬場目地区公民館 注1:中村公民館	2.0km	馬場目地区公民館 注1:中村公民館	2.0km	

区域 番号	地域名 (町内会名) ※町内会名は別表1のとおり。	指定 状況等	対象世帯 ・対象人数	住民等への 情報伝達手段	指定避難所 に避難する までに要す る時間 (徒歩想定)	指定緊急避難場所		指定避難所		土砂災害危険箇 所等の区域内の 重要施設等
	避難すべき区域					一般住民	距離		距離	
	(恋地)	急傾斜	3世帯・9人		55分	杉沢交流センター友愛館 注1:恋地公民館	2.5km	杉沢交流センター友愛館 注1:恋地公民館	2.5km	
③	馬場目地区 (水沢)	急傾斜 土石流	22世帯・56人		45分	馬場目地区公民館	2.0km	馬場目地区公民館	2.0km	水沢公民館
	(合地「蛇喰・北ノ又」)	急傾斜 土石流	1世帯・9人		90分	杉沢交流センター友愛館 注1:合地集会センター	5.0km	杉沢交流センター友愛館 注1:合地集会センター	5.0km	盆城庵 農家レストラン
④	内川地区 (小倉)	急傾斜 土石流	14世帯・28人		55分	富津内地区公民館	2.5km	富津内地区公民館	2.5km	小倉公会堂
	(黒土)	急傾斜 土石流	31世帯・85人		30分	富津内地区公民館	1.0km	富津内地区公民館	1.0km	黒土公民館
	(湯ノ又「小川口舎」)	急傾斜 土石流	42世帯・97人		60分	富津内地区公民館 注1:湯ノ又公民館	3.0km	富津内地区公民館 注1:湯ノ又公民館	3.0km	内川地区公民館
	(浅見内「小川口除」)	急傾斜 土石流	45世帯・104人 福祉施設入所者 38人		85分	富津内地区公民館 注1:浅見内公民館	4.5km	富津内地区公民館 注1:浅見内公民館	4.5km	湯の越の宿 湯の越の里ショートス テイ グループホーム湯の越 の家
	富津内地区 (下山内「山根」)	急傾斜	3世帯・8人		60分	富津内地区公民館	3.0km	富津内地区公民館	3.0km	
	(上山内)	急傾斜 土石流	5世帯・12人		30分	富津内地区公民館 注1:上山内公民館	0.7km	富津内地区公民館 注1:上山内公民館	0.7km	

区域 番号	地域名 (町内会名) ※町内会名は別表1のとおり。 避難すべき区域	指定 状況等	対象世帯 ・対象人数	住民等への 情報伝達手段	指定避難所 に避難する までに要す る時間 (徒歩想定)	指定緊急避難場所		指定避難所		土砂災害危険箇 所等の区域内の 重要施設等
					一般住民		距離		距離	
	(富田「小倉温泉下」)	土石流	2世帯・5人		20分	富津内地区公民館 注1:富田林業集会所	0.5km	富津内地区公民館 注1:富田林業集会所	0.5km	小倉温泉
	(八田「長面除く」)	急傾斜 土石流	13世帯・36人		30分	富津内地区公民館 注1:八田公民館	1.0km	富津内地区公民館 注1:八田公民館	1.0km	
	(脇乙)	急傾斜 土石流	25世帯・57人		50分	旧富津内小学校跡地 注1:脇乙公民館	1.5km	中津又地区コミュニティセンター 注1:脇乙公民館	2.5km	
	五城目地区 (五城目小学校)	急傾斜 土石流	—		20分	もりやまこども園	0.2m	もりやまこども園	0.2m	五城目小学校 ※森林組合前通行止 にする。
⑤	内川地区 (黒土)	急傾斜 土石流	31世帯・85人		30分	富津内地区公民館	1.0km	富津内地区公民館	1.0km	黒土公民館
	富津内地区 (富田)	急傾斜 土石流	37世帯・86人		30分	富津内地区公民館 注1:富田林業集会所	1.0km	富津内地区公民館 注1:富田林業集会所	1.0km	小倉温泉
	(八田「長面除く」)	急傾斜 土石流	13世帯・36人		30分	富津内地区公民館 注1:八田公民館	1.0km	富津内地区公民館 注1:八田公民館	1.0km	
	(台御蔵下)	急傾斜 土石流	7世帯・17人		55分	富津内地区公民館 注1:台御蔵下公民館	2.5km	富津内地区公民館 注1:台御蔵下公民館	2.5km	
	(脇乙)	急傾斜 土石流	25世帯・57人		50分	旧富津内小学校跡地 注1:脇乙公民館	1.5km	中津又地区コミュニティセンター 注1:脇乙公民館	2.5km	
	馬場目地区 (門前)	急傾斜	1世帯・1人		45分	馬場目地区公民館	2.0km	馬場目地区公民館	2.0km	

区域 番号	地域名 (町内会名) ※町内会名は別表1のとおり。	指定 状況等	対象世帯 ・対象人数	住民等への 情報伝達手段	指定避難所 に避難する までに要す る時間 (徒歩想定)	指定緊急避難場所		指定避難所		土砂災害危険箇 所等の区域内の 重要施設等	
	一般住民					距離		距離			
避難すべき区域											
	(蓬内台)	急傾斜	1世帯・5人		20分	馬場目地区公民館	0.1km	馬場目地区公民館	0.1km	地域活性化支援センター	
	(寺庭)	急傾斜 土石流	25世帯・51人		40分	馬場目地区公民館	1.5km	馬場目地区公民館	1.5km	寺庭公民館	
	(中村)	急傾斜 土石流	14世帯・32人		45分	馬場目地区公民館 注1:中村公民館	2.0km	馬場目地区公民館 注1:中村公民館	2.0km		
	(水沢)	急傾斜 土石流	22世帯・56人		45分	馬場目地区公民館	2.0km	馬場目地区公民館	2.0km	水沢公民館	
	五城目地区 (広ヶ野)	急傾斜	5世帯・12人		20分	五城目第一中学校 注1:広ヶ野公民館	0.5km	五城目第一中学校 注1:広ヶ野公民館	0.5km		
		(希望ヶ丘)	急傾斜		2世帯・5人	20分	五城目第一中学校 注1:希望ヶ丘公民館	0.5km	五城目第一中学校 注1:希望ヶ丘公民館	0.5km	
	馬川地区 (中高崎)	急傾斜	3世帯・7人		20分	馬川地区公民館	0.1km	馬川地区公民館	0.1km		
		(館越)	急傾斜 土石流		12世帯・28人	30分	馬川地区公民館	1.0km	馬川地区公民館	1.0km	館越公民館
	⑥	森山地区 (岡本1区)	土石流		79世帯・196人	70分	広域体育館 注1:野田公民館	3.5km	広域体育館	3.5km	岡本1区公民館
		(岡本2区)	土石流		32世帯・58人	60分	広域体育館 注1:湖東厚生病院	3.0km	広域体育館	3.0km	岡本2区公民館
(浦横町)		急傾斜 土石流	28世帯・64人	90分	広域体育館 注1:塞ノ神公園	5.0km	広域体育館	5.0km	浦横町公民館		

区域 番号	地域名 (町内会名) ※町内会名は別表1のとおり。	指定 状況等	対象世帯 ・対象人数	住民等への 情報伝達手段	指定避難所 に避難する までに要す る時間 (徒歩想定)	指定緊急避難場所		指定避難所		土砂災害危険箇 所等の区域内の 重要施設等
	一般住民					距離		距離		
避難すべき区域										
	五城目地区 (畑町)	急傾斜 土石流	42 世帯・98 人		40 分	朝市ふれあい館 注1:おせど会館	1.5km	朝市ふれあい館 注1:おせど会館	1.5km	公営住宅
	(築地町)	急傾斜 土石流	10 世帯・25 人		30 分	朝市ふれあい館 注1:築地町公民館	1.0km	朝市ふれあい館 注1:築地町公民館	1.0km	斎場
	(五城目小学校)	急傾斜 土石流	—		20 分	もりやまこども園	0.2m	もりやまこども園	0.2m	五城目小学校 ※森林組合前通行止 にする。
⑦	森山地区 (岡本2区)	土石流	32 世帯・58 人		60 分	広域体育館 注1:湖東厚生病院	3.0km	広域体育館	3.0km	岡本2区公民館
	五城目地区 (新畑町)	急傾斜	5 世帯・10 人		20 分	五城館 注1:稲荷会館	0.5km	五城館 注1:稲荷会館	0.5km	
	(畑町)	急傾斜 土石流	42 世帯・98 人		40 分	朝市ふれあい館 注1:おせど会館	1.5km	朝市ふれあい館 注1:おせど会館	1.5km	公営住宅
	(館町)	急傾斜 土石流	14 世帯・32 人		20 分	広域体育館	0.3km	広域体育館	0.3km	
	(ななくら)	急傾斜	32 世帯・53 人		30 分	五城館	0.7km	五城館	0.7km	
	(矢場崎「ななくらマン ション隣接地」)	急傾斜	2 世帯・6 人		30 分	矢場崎集会所	0.6km	矢場崎集会所	0.6km	
	馬川地区 (上樋口「上」)	土石流	3 世帯・7 人		30 分	馬川地区公民館 注1:上樋口公民館	1.0km	馬川地区公民館 注1:上樋口公民館	1.0km	

区域 番号	地域名 (町内会名) ※町内会名は別表1のとおり。	指定 状況等	対象世帯 ・対象人数	住民等への 情報伝達手段	指定避難所 に避難する までに要す る時間 (徒歩想定)	指定緊急避難場所		指定避難所		土砂災害危険箇 所等の区域内の 重要施設等
	避難すべき区域					一般住民	距離	距離		
⑧	馬場目地区 (水沢)	急傾斜 土石流	22世帯・56人		45分	馬場目地区公民館	2.0km	馬場目地区公民館	2.0km	水沢公民館

※区域番号は別表1における番号

※令和元年10月以降、土砂災害防止法に基づく現地調査結果を受け、新たに「土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)」が指定された場合は、「土砂災害危険箇所」から本区域へ移行のうえ、再度見直しをかける。また、「土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)」の見直しがあった場合も同様とする。

※避難に要する時間は徒歩を前提とした時間。

※各町内会の指定避難所は、各町内に最も近い避難所又は地区公民館としているが、避難勧告等の発令の規模に応じた避難者数を考慮し、基本避難勧告等の発令の際に一緒に“避難所開設情報”を出して指示することとする。

※世帯数及び人数は、平成30年12月末現在の概算である。(対象世帯が町内の一部で、且つ多数に上る場合は、平均2.3人/世帯を使用。)

※注1:指定緊急避難場所・指定避難所ではないが、状況を見て活用。

◆地滑りについては、土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難勧告等を発令する。(※P1参照)

区域 番号	地域名 (町内会名) ※町内会名は別表1のとおり。	指定 状況等	対象世帯 ・対象人数	住民等への 情報伝達手段	指定避難所 に避難する までに要す る時間 (徒歩想定)	指定緊急避難場所		指定避難所		土砂災害危険箇 所等の区域内の 重要施設等
	避難すべき区域					一般住民	距離	距離		
①	(北々口「高樋」)	地滑り (富津内)	6世帯・14人	広報車 電話・メール消防団 (町内会長・消防団) エリアメール・緊急速報メール 登録制メール	30分	北北口山村広場 注1:山村広場休憩施設	0.5km	中津又地区コミュニティセンター 注1:山村広場休憩施設	1.0km	

別表3 避難勧告等の発令対象区域一覧（地区単位）

※メッシュ情報から、「地区単位」に避難勧告等の発令を検討する場合に参照する表です。（※P3参照）

別表2に対して「世帯数」「対象人数」の重複処理を実施しております。

下に示すメッシュ番号の一つでも発令基準に該当した場合、その地区単位の発令を検討	区域番号	地域名	町内会名	対象世帯(世帯)	対象人数(人)	
避難すべき区域						
④⑥	④⑥	五城目地区	五城目小学校 ※五城目森林組合前通行止にする	-	-	
⑤⑥⑦	⑤	五城目地区	広ヶ野	5	12	
	⑤	五城目地区	希望ヶ丘	2	5	
	⑥⑦	五城目地区	畑町	42	98	
	⑥	五城目地区	築地町	10	25	
	⑦	五城目地区	新畑町	5	10	
	⑦	五城目地区	館町	14	32	
	⑦	五城目地区	ななくら	32	53	
	⑦	五城目地区	矢場崎「ななくらマンション隣接地」	2	6	
			計	112	241	0
⑤⑦	⑤	馬川地区	中高崎	3	7	
	⑤	馬川地区	館越	12	28	
	⑦	馬川地区	上樋口「上」	3	7	
			計	18	42	0
②③⑤⑧	②③⑤⑧	馬場目地区	水沢	22	56	
	②⑤	馬場目地区	中村	14	32	
	②	馬場目地区	恋地	3	9	
	③	馬場目地区	合地「蛇喰・北ノ又」	1	9	
	⑤	馬場目地区	門前	1	1	
	⑤	馬場目地区	蓬内台	1	5	
	⑤	馬場目地区	寺庭	25	51	
			計	67	163	0
①②④⑤	①②	富津内地区	脇乙「脇村」	17	39	
	①②	富津内地区	北々口「北村」	5	12	
	①	富津内地区	北々口「高樋」	3	7	
	②	富津内地区	落合	9	21	
	②	富津内地区	高千	25	53	
	④	富津内地区	下山内「山根」	3	8	
	④	富津内地区	上山内	5	12	
	④⑤	富津内地区	富田、富田「小倉温泉下」	37	86	
	④⑤	富津内地区	八田「長面除く」	13	36	
	④⑤	富津内地区	脇乙	25	57	
⑤	富津内地区	台御蔵下	7	17		
			計	149	348	0
④⑤	④	内川地区	小倉	14	28	
	④⑤	内川地区	黒土	31	85	
	④	内川地区	湯ノ又「小川口舎」	42	97	
	④	内川地区	浅見内「小川口除」	45	104	38 ※福祉施設分。
			小計	132	314	38
			計	132		352
⑥⑦	⑥	森山地区	岡本1区	79	196	
	⑥⑦	森山地区	岡本2区	32	58	
	⑥	森山地区	浦横町	28	64	
			計	139	318	0
				617	1,112	352
				617		1,464

◆地滑りについては、土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難勧告等を発令する。（※P1参照）

メッシュの情報ではなく、土砂災害緊急情報を踏まえて避難勧告等の発令を検討	区域番号	地域名	町内会名	対象世帯(世帯)	対象人数(人)	
避難すべき区域						
①	①	富津内地区	北々口「高樋」	6	14	